

青梅市母子父子自立支援プログラム策定事業のお知らせ



児童扶養手当受給者向け
就労支援事業を
行っています

★あなたはどちら？

<p>児童扶養手当があるから、大丈夫。 たくさん働くと、手当がもらえなくなるし。</p>	<p>将来、手当がなくなるし、 仕事を探さなきゃ。</p>
<p>花子さん</p>	<p>梅子さん</p>



18歳で手当カット！
大学等でお金もかかる！

早めに就労してステップアップ。
今のうちに、資格を取得。



収入が増えて、子どもの学費も OK！





児童扶養手当を受給されている方等を対象とした、就労支援があります。

まず、母子父子自立支援員が面接して、希望や経験などを伺った上で、ハローワークと連携し、あなたの就労を支援します。



母子・父子自立支援プログラム策定事業のご案内

事業の対象者	子ども家庭支援課	就労支援メニュー選定チーム	【ハローワークの支援メニュー】
児童扶養手当受給者 受給者と同程度の収入の方	母子・父子自立支援員	母子・父子自立支援員と ハローワークのナビゲーター	①就労支援ナビゲーターによる支援 <ul style="list-style-type: none"> 履歴書の書き方や面接の練習など支援をします。 希望を十分に聞いて、あなたに合った仕事が見つかるよう支援します。
	 	  	②トライアル雇用 <ul style="list-style-type: none"> 職業経験があまりない人のために、その後、常勤雇用へ移行することを目的として、3か月程度企業で働く制度です。 実際に働いてみて、自分に合った仕事か確認できます。
【事業参加の条件】 <ul style="list-style-type: none"> 働く意欲がある 事業の参加に同意している 	子ども家庭支援課にいる、母子・父子自立支援員に相談してください。 支援メニューの詳しい説明を聞くことができます。	同意をいただいたうえで、ハローワークにおつなぎします。 面接を行い、一緒に希望や経験に合った支援メニューを選定します。	③公共職業訓練の受講 <ul style="list-style-type: none"> 3～6か月程度の職業訓練を受講して、働くノウハウや資格・技術を身に付けられます。 パソコン・医療事務・ヘルパーなどの講座があります。 条件により、訓練手当が受給できる場合があります。
<p>★この事業に参加を希望される方は、下記へご連絡ください★</p> <p>連絡先 青梅市子ども家庭部子ども家庭支援課ひとり親福祉担当係 母子・父子自立支援員 0428-22-1111 (内線)2397</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 10px;">いつでも受付中！</div>			④民間の教育訓練講座の受講 <ul style="list-style-type: none"> 民間で実施する教育訓練講座で、希望に沿った講座を紹介します。

